

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会は2017年提言(第23期)と2020年提言(第24期)を発出し、それらの提言は裁判等でも活用されてきた。</p> <p>21世紀には、国連諸機関やEU・G7諸国を中心にLGBTI/LGBTQ(性的マイノリティ)の人権保障が大きく進展したが、反動も強まっている。国内でも2023年にLGBT理解増進法が成立し、婚姻不平等の違憲判決(地裁)、特例法不妊要件最高裁違憲決定などが相次いでいる。一方、トイレ・更衣室などの施設利用に関して、教育機関・商業施設などでも一定のガイドラインが求められている。</p> <p>このような国内外の状況を踏まえて学際的議論を行い、市民(当事者団体を含む)や政府・自治体・教育機関などとも意見交換を行いながら、学術的見地から国際水準に即した政策提言を行いたい。</p>
4	審議事項	LGBTI/LGBTQ+の人権保障に関する課題に係る審議のこと
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	